

青森県報

第百九号

令和二年
一月二十日
(月曜日)

目次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉政策課) ……	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	一
○右 同……………	(同) ……	二
○生活保護法による施術者の指定……………	(同) ……	二
○右 同……………	(同) ……	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	二
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) ……	二
○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	三
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	三
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(下北地域民局) ……	三
○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) ……	四
○県有地の売却に係る一般競争入札……………	(港湾空港課) ……	五
○建設業者の許可の取消し……………	(西北地域民局) ……	六
○右 同……………	(上北地域民局) ……	六

告 示

青森県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もりやま歯科	上北郡東北町字膳前四一の一〇	令和 元・〇・一
みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町五の二	元・二・三

青森県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いちい薬局五所川原旭町店	五所川原市字旭町二五の七	令和 元・九・三〇

青森県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

事業業者	株式会社ニチイ学館	事業所	名称	ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	所在地	弘前市大字城東中央五丁目四の二階	廃止年月日	令和二年三月一日
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	名称	ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	所在地	弘前市大字城東中央五丁目四の二階	廃止年月日	令和二年三月一日	

青森県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	開米 恵久美	施術所の名称	えくみ鍼灸接骨院	施術所の所在地	五所川原市大字鶴ヶ岡字川袋一六一の一	指定年月日	令和元・二・三
----	--------	--------	----------	---------	--------------------	-------	---------

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医

療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	倉内 咲希	住所	青森市大字筒井字八ツ橋一八二の一	指定年月日	令和元・二・三
----	-------	----	------------------	-------	---------

青森県告示第二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	みちしり調剤薬局	所在地	三戸郡三戸町大字二日町五の二	指定年月日	令和元・二・三
----	----------	-----	----------------	-------	---------

青森県告示第二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ファイブ調剤薬局おおわに店	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田七〇の二一	令和 元・〇・二元
うしお内科クリニック	八戸市東白山台二丁目三四の一六	元・〇・三
すずらん調剤薬局奥野店	青森市奥野三丁目二二の一六	元・二・三
薬局おきだて	青森市緑三丁目九の二	元・二・二六
弘前市薬剤師薬局土手町	弘前市大字土手町一八一の一	元・二・三〇
ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の一D一 W I N G 一階	元・三・一

青森県告示第二十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うしお内科クリニック	八戸市東白山台二丁目三四の一六	令和 元・二・一
すずらん調剤薬局奥野店	青森市奥野三丁目二二の一八	元・二・二四
薬局おきだて	青森市緑三丁目九の二サンロード青森一階	元・二・二七

保険調剤薬局ファーマシー弘前店	弘前市大字富田三丁目四の七	元・三・一
ハッピー調剤薬局青森南佃店	青森市南佃二丁目七の一〇	二・一・六

青森県告示第二十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行大学病院前支店	弘前市大字本町	を
株式会社みちのく銀行大学病院前支店	弘前市大字土手町	に、
株式会社みちのく銀行多賀台支店	八戸市多賀台一丁目	を
株式会社みちのく銀行多賀台支店	八戸市下長四丁目	に、
株式会社みちのく銀行河原木支店	八戸市大字河原木	を
株式会社みちのく銀行河原木支店	八戸市下長四丁目	に改める。

青森県告示第二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 査 の 縦 覧 期 間	場 所
脇野沢	むつ市脇野沢新井田二八 立石 政男 むつ市脇野沢寄浪二〇 中村 有男 むつ市脇野沢寄浪一五の二 松浦 誠	令和二年一月二十日から同年二月三日まで	脇野沢村漁業協同組合
猿ヶ森	下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋本 喜一 下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二一 石田 勝信 下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇 川口 浩	令和二年一月二十日から同年二月三日まで	猿ヶ森漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア クロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一八六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 藤田 勝幸

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社オートボックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目六の五二 代表取締役 小林 喜夫巳	変更なし	
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の一 代表取締役 横内 達治		平成 三〇・八・三
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野 博丈	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野 靖二	三〇・三・一
	株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 今井 茂	三〇・九・一

四 届出年月日

令和二年一月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和二年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目
八戸市豊洲三の二七	地積(平方メートル)
雑種地	一一、六五四・八七

二 予定価格

一億三千五十三万四千五百四十四円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

2 入札日時

令和二年二月十三日 午前九時から

令和二年二月十九日 午後五時まで(必着)

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

令和二年二月二十六日 午後四時

7 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

8 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

9 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

10 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 令和二年一月二十四日午後一時三十分から、八戸市豊洲三の二七において現地

説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 石戸谷建築工業

二 氏名 石戸谷義勝

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町朝日山一八六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一七三三五号

五 取消年月日 令和元年十一月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装

工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 桜井工務店

二 氏名 櫻井國雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字向籬屋七七の一
四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一六四〇四号
五 取消年月日 令和元年十月二日
六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭